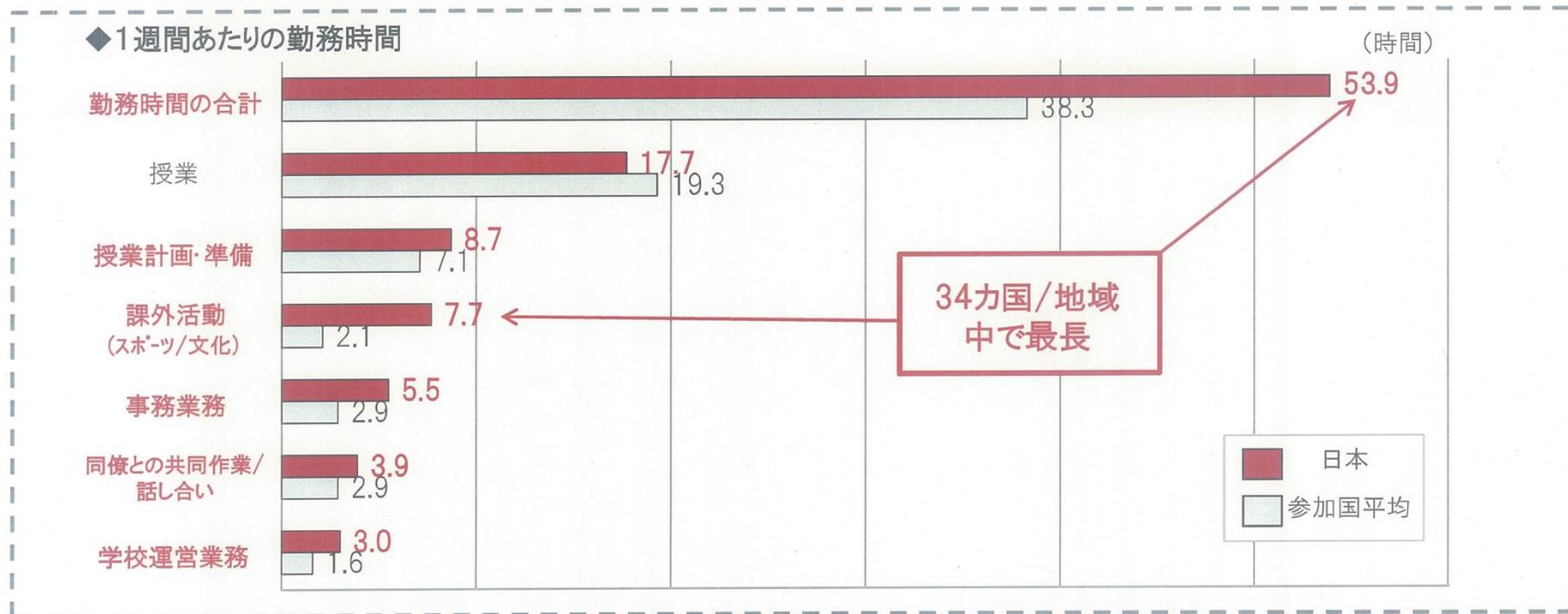


- OECD調査の国際教員指導環境調査（平成26年度公表）において、我が国の中学校教員の1週間あたりの勤務時間は、調査参加国・地域の中で最長。



- 学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、**教員の長時間労働の実態**が明らかに。
- これからの時代を支える創造力をはぐくむ教育へ転換し、複雑化・困難化した課題に対応できる「**次世代の学校**」を実現するため、**教員が誇りや情熱をもって使命と職責を遂行できる環境**へ。
- 教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子供と向き合う時間を確保**するための改善方策を提案。

1. 教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する

学校や教員の業務の見直しを推進し、教員が担うべき業務に専念できる環境整備を推進業務改善と学校指導体制の整備を、両輪として一体的に推進

業務改善

- ◆**教員の行う業務の明確化**
 - ・事務職員の職務内容の見直し
 - ・業務アシスタント（仮称）の検討
 - ・民間ノウハウの活用促進
- ◆**給食費等徴収管理業務からの解放**
- ◆**統合型校務支援システムの整備**

両輪として
一体的に推進

学校指導体制の整備

教育課題に対応した教職員定数
SC、SSWの配置拡充
マネジメントを担う事務職員等の定数改善

重点課題

※次世代の学校指導体制TFに沿って着実に推進

2. 部活動の負担を大胆に軽減する

生徒の多様な体験の充実、健全な成長の促進の観点からも、部活動の適正化が必要

休養日の明確な設定等を通じた運営の適正化等を促進

- ◆**毎年度の調査***を活用し、各中学校の休養日の設定状況を把握し改善を徹底
- ◆**総合的な実態調査、スポーツ医科学等の観点からの練習時間や休養日等の調査研究**
- ◆**運動部活動に関する総合的なガイドラインの策定**
- ◆**中体連等の大会規定の見直し**
- ◆**部活動指導員（仮称）の制度化・配置促進等**

*全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3. 長時間労働という働き方を改善する

業務改善を断行するためには、**働き方そのものの価値観の転換**が必要

国、教育委員会、学校の**パッケージの取組（明確な目標設定と、適切なフォローアップ・支援）**により、実効性を確保

長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくり

- ◆**勤務時間管理の適正化**（GP発信、長時間労働是正のための周知・啓発キャンペーンの実施）
- ◆**教員の意識改革**（独）教員研修センターの管理職等研修の見直し）
- ◆メンタルヘルス対策の推進



明確な目標の設定・周知、学校サポート、フォローアップを行い、学校組織全体としての業務改善のPDCAサイクルの確立を促進

4. 国・教育委員会の支援体制を強化する

- ◆**省内に「学校環境改善対策室」（仮称）を設置、業務改善アドバイザーを配置し自治体等に派遣**

【参考】部活動指導員の概要

- 学校教育法施行規則を改正し、部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員を制度化（平成29年4月1日施行）。

学校教育法施行規則(抜粋)

第七十八条の二 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する。

※義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部については準用規定。

部活動指導員の職務

- (1) 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する。
- (2) 部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられる。
 - 実技指導
 - 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率※ 等※ 部活動指導員が単独で引率できるようにするためには、大会の主催者である中体連や高体連等において、関係規定の改正等を行う必要があるため、本省令の施行通知に合わせて、適切な対応について協力を依頼。
- (3) 学校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

学校設置者等による体制整備

規則等の整備

- 学校の設置者は、部活動指導員に係る規則等を整備する。
- 当該規則等には、部活動指導員の身分、任用、職務、勤務形態、報酬及び費用弁償、災害補償、服務及び解職に関する必要な事項を定める。

研修の実施

- 学校の設置者及び学校は、部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。
- 研修は、部活動が学校教育の一環であることなど部活動の位置付けと教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止等について、十分に理解させるものとする。

中央教育審議会への諮問

- ◆平成29年4月28日の教員勤務実態調査の結果により、教員の長時間勤務の深刻な実態が明らかになったことを受け、有識者や関係団体からのヒアリングを通じた論点整理を行い、同年6月22日に中教審に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」諮問。
- ◆これを受け、初等中等教育分科会の下に新たな「学校における働き方改革特別部会(部会長:小川正人委員)」を設置し、審議を行っているところ。

【諮問の主なポイント】

①学校が担うべき業務の在り方について

＜検討の視点＞

- 学校と地域や家庭との役割分担の在り方及び連携・協議を進めるため、引き続き学校が担うべき業務の在り方
- 作成が義務づけられている学校関係書類や各種調査業務等の精選

②教職員及び専門スタッフの担うべき業務の在り方及び役割分担について

＜検討の視点＞

- 教員が本質的に担う業務について、また専門スタッフ等の役割分担及び連携の在り方
- 次期学習指導要領の円滑な実施のため、学習指導や生徒指導等の体制の強化・充実
- ICTの活用等による業務改善及びその効果的な実施体制の構築

③学校の組織運営体制の在り方及び勤務の在り方について

＜検討の視点＞

- 副校長・主幹教諭・指導教諭の役割や主任の在り方、事務職員等の学校組織運営の体制及び効果的な学校マネジメント体制の構築
- 学校内の校務分掌や各種委員会等の整理・合理化
- 学校の特殊性を踏まえた勤務時間制度及び勤務時間管理の在り方
- 勤務状況を踏まえた処遇の在り方

(参考)

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)においても、「教員の厳しい勤務実態を踏まえ、適正な勤務時間管理の実施や業務の効率化・精選を進めるとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実や勤務状況を踏まえた処遇の見直しの検討を通じ、長時間勤務の状況を早急に是正することとし、年末までに緊急対策を取りまとめる。」とされている。

趣 旨

運動部活動の運営の適正化に向けて、練習時間や休養日の設定、指導の充実、部活動指導員等の活用などについて考慮が望まれる基本的な事項、留意点をまとめた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を作成し、周知徹底を図る。

ガイドラインの内容

① 練習時間・休養日の設定等

運動部活動等に関する実態調査、運動部活動に関するスポーツ医・科学的調査研究、教員勤務実態調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等を踏まえて検討

② 指導の在り方

「運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月)」作成後の体罰等の実態を踏まえ、必要な見直しを検討

③ 部活動指導員の活用に関する留意事項

部活動指導員に対する研修の内容等について検討

④ 今後の運動部活動の運営の在り方

「持続可能な運動部活動」を見据えた、多様なニーズに応じた部活動運営(部活動のサークル活動化、市町村単位による部活動、総合型クラブとの連携、民間事業者の活用等)、年次別大会への地域クラブの参加などについて検討

スケジュール

時期	検 討 会 議	
5月	第1回	ガイドラインの内容及びスケジュールについて
7月	第2回	指導の在り方について、部活動指導員の活用に関する留意事項について
9月	第3回	今後の運動部活動の在り方について
10月	第4回	
11月	第5回	
12月		
1月	第6回	練習時間・休養日の設定等について 「実態調査」、「スポーツ医・科学的調査研究」等の分析結果を基に、練習時間・休養日等の設定(案)を作成
2月	第7回	ガイドライン(案)について
3月		ガイドラインとりまとめ、公表